

# 北海道新型コロナウイルス感染症対策本部

## 第 1 0 2 回 本 部 会 議

日時：令和4年3月18日（金）18：00～

場所：本庁3階テレビ会議室等

### 1 開 会

### 2 議 事

年度末、年度始めにおける「再拡大防止対策」について（協議事項）

### 3 閉 会

- |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>資料1 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更内容の概要</p> <p>資料2 道内の感染状況等について（案）</p> <p>資料3 札幌市の感染状況について</p> <p>資料4 「年度末、年度始めにおける『再拡大防止対策』（案）の概要</p> <p>資料5 「年度末、年度始めにおける『再拡大防止対策』（案）</p> <p>資料6 「年度末、年度始めにおける『再拡大防止対策』（道案）等に対する<br/>主な意見</p> <p>資料7 「どうみん割」の再開について</p> <p>資料8 「ぐるっと北海道・公共交通利用促進キャンペーン」の再開について</p> <p>資料9 「Go To Eat」の利用条件緩和について</p> <p>資料10 需要喚起策の再開、利用条件の緩和等に関する有識者の主な意見</p> |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

# 新型コロナウイルス感染症対策の 基本的対処方針の変更内容の概要

資料1

## 1 重点措置の終了

項目	対象区域	期間
終了	<p>北海道、青森県、茨城県、栃木県、群馬県</p> <p>埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、石川県</p> <p>岐阜県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府</p> <p>兵庫県、香川県、熊本県</p>	～3月21日まで

1

## 2 対処方針の主な変更点

項目	内容
イベント	<p>【重点措置区域、緊急事態措置区域及び重点措置区域以外の都道府県】</p> <p>・イベント等の前後の活動における基本的な感染対策の徹底や直行直帰の呼びかけ等を行うものとする。</p> <p>・感染防止安全計画を策定し、都道府県による確認を受けた場合、人数上限は収容定員までかつ収容率の上限を100%とすることを基本とする。</p>
外出・移動	<p>【重点措置区域】</p> <p>・都道府県間の移動については、移動先での感染リスクの高い行動を控えるよう促すものとする。また、都道府県知事の判断により、不要不急の都道府県間の移動、特に緊急事態措置区域との往来は、極力控えるように促すことができることとする。</p> <p>【緊急事態措置区域及び重点措置区域以外の都道府県】</p> <p>・都道府県は、帰省や旅行等、都道府県をまたぐ移動は、「三つの密」の回避を含め基本的な感染防止策を徹底するとともに、移動先での感染リスクの高い行動を控えるよう促すものとする。また、都道府県知事の判断により、緊急事態措置区域及び重点措置区域への不要不急の移動は、極力控えるように促すことができることとする。</p>
感染防止に向けた取組	<p>・地域の実情に応じ、感染者が発生した場合の早期の幅広い検査の実施、発熱等の症状がある職員の休暇取得の徹底や、職員に対する早期のワクチンの3回目接種等を実施（学校等、保育所、認定こども園等）。</p> <p>・発熱等の症状がある児童の登園自粛の徹底（保育所、認定こども園等）</p>

2

# 道内の感染状況等について (案)

【令和4年3月18日】

## 主な指標の状況

3/17	レベル	移行指標				その他指標		
		病床 使用率	重症病床 使用率	10万人当たり 新規 感染者数	10万人当たり 療養者数	新規 感染者数 今週 先週比	感染経路 不明割合	PCR 陽性率
全道	2	23.4% (490床) ↓	3.0% (4床) ↓	206.2人/週 (10781人/週) ↓	330.3人 (17268人) ↓	0.92 ↓	61.3% ↑	24.7% ↓
札幌市	2	30.7% (195床) ↓	6.7% (3床) ↓	260.7人/週 (5113人/週) ↓	357.0人 (7002人) ↓	0.89 ↓	83.6% ↑	34.7% ↓
札幌市を 除く地域	2	20.3% (295床) ↓	1.1% (1床) ↓	173.5人/週 (5668人/週) ↓	314.2人 (10266人) ↓	0.94 ↓	41.3% ↑	19.6% ↓

レベル2 移行指標	20%	又は	20%	15人/週	20人
レベル3 移行指標	50%	又は	50%	—	—

※( )は実数。

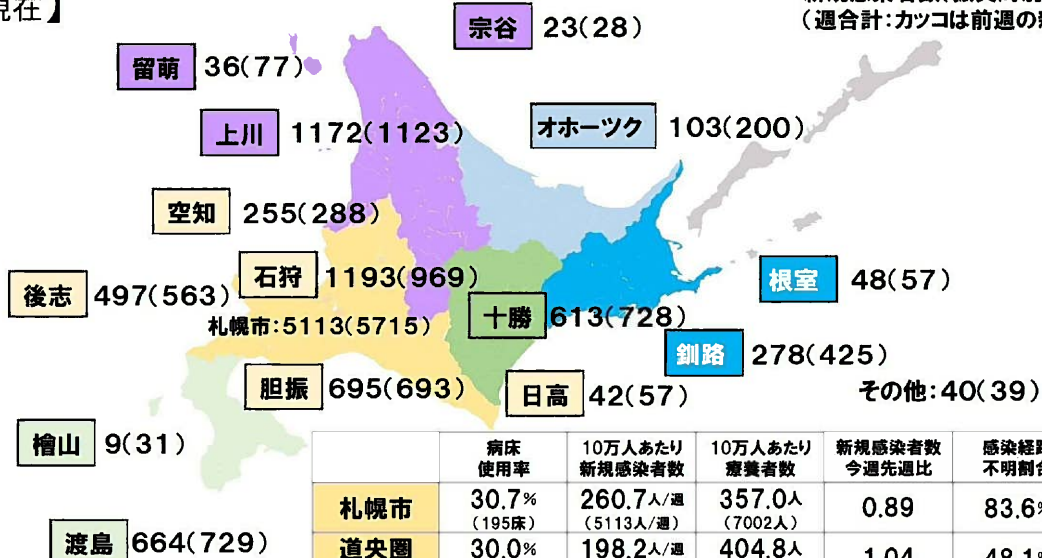
※各指標の動向(矢印)は、1週間前との比較。

※現在、高齢者施設や同居家族などに疫学調査を重点化していることから、結果として、感染経路不明割合、PCR陽性率は高い数値となる可能性がある。

# 地域における主な指標の状況

【3/17現在】

新規感染者数(振興局別)  
(週合計:カツコは前週の新規感染者数)



	病床 使用率	10万人あたり 新規感染者数	10万人あたり 療養者数	新規感染者数 今週先週比	感染経路 不明割合	PCR 陽性率
札幌市	30.7% (195床)	260.7人/週 (5113人/週)	357.0人 (7002人)	0.89	83.6%	34.7%
道央圏 (札幌市除く)	30.0% (137床)	198.2人/週 (2682人/週)	404.8人 (5478人)	1.04	48.1%	23.2%
道北圏	18.2% (55床)	208.6人/週 (1231人/週)	393.2人 (2321人)	1.00	30.4%	16.9%
道南圏	17.3% (36床)	161.0人/週 (673人/週)	305.0人 (1275人)	0.89	24.1%	24.9%
十勝圏	22.8% (37床)	183.1人/週 (613人/週)	201.7人 (675人)	0.84	56.0%	21.1%
オホーツク圏	6.0% (7床)	37.6人/週 (103人/週)	42.7人 (117人)	0.52	32.0%	4.0%
釧路・ 根室圏	11.1% (23床)	109.8人/週 (326人/週)	134.7人 (400人)	0.68	34.0%	26.1%

※地域別の病床使用率や新規感染者数等の数値は、変動が大きくなる場合があることに留意。

## 総評

### 【医療提供体制】

- 療養者数及び病床使用率は、減少傾向が続き、それぞれ、ピーク時の619.9人から330.3人、ピーク時の40.1%から23.4%と大きく減少した。医療機関等での集団感染事例も減少している。

### 【感染状況】

- 新規感染者数は、減少傾向が続き、ピーク時の467.8人から206.2人と大きく減少。全道各地で感染確認は続いているものの、2,000人を超えていた1日平均の新規感染者数は、約1,500人となった。
- 年代別では、現在、10代以下が40.4%、20代・30代が27.8%と、30代以下が全体の7割近くを占めている状況。

### 【今後の対策】

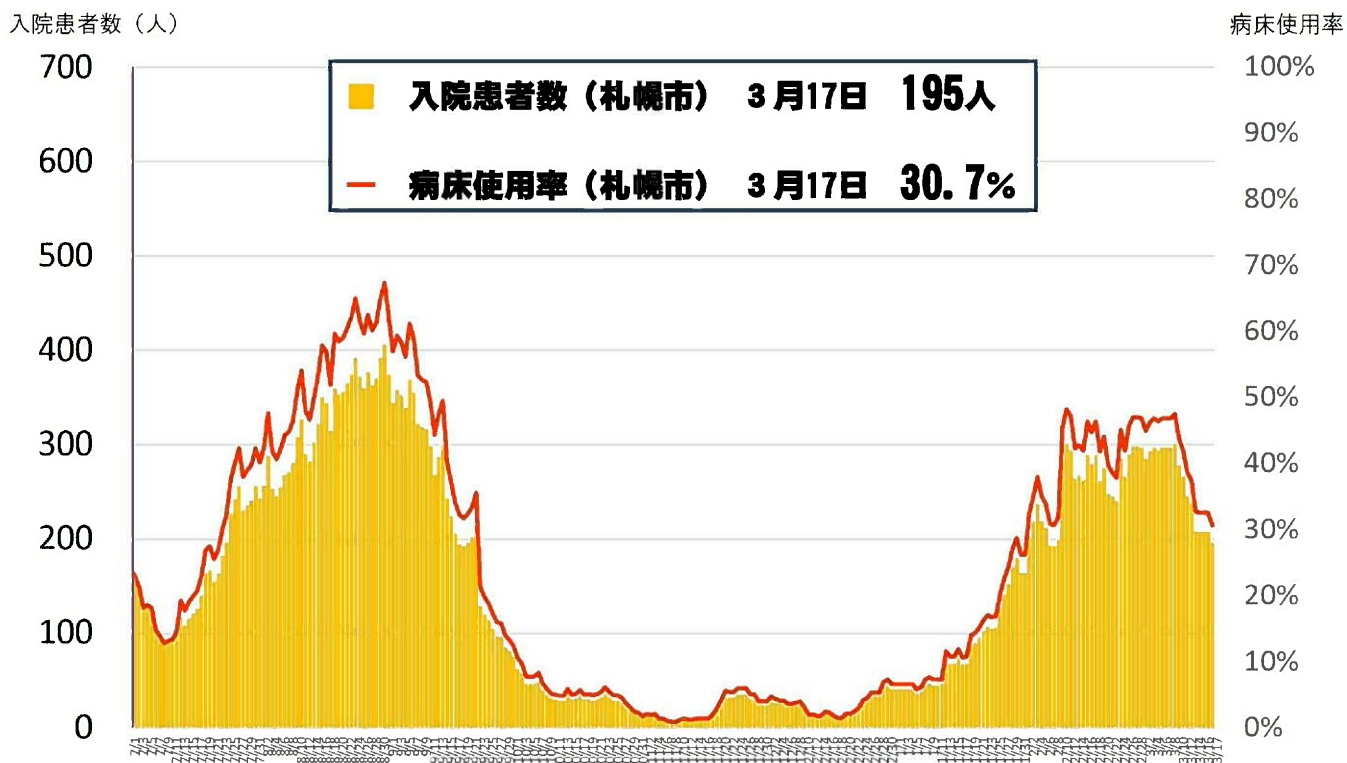
- 新規感染者数及び病床使用率の減少傾向が継続する中、3月21日をもって、本道を対象としたまん延防止等重点措置を終了することが決定された。
- しかしながら、依然、1日1,000人を超える新規感染者が確認され、特に若い世代の割合が高くなっている中、今後、就職や卒業・進学等に伴う人の移動や会食機会の増加など、感染リスクの高まる時期を迎えることとなる。今後の再拡大を防止することが重要であり、3月22日以降においても、年度末から年度始めにかけて、BA.2系統を含め、オミクロン株の感染力の強さを念頭におきながら、感染リスクの高まる場面や感染が広がっている場所における感染防止行動の徹底を図る。
- また、ワクチンの3回目接種の一層の促進や医療提供体制の充実を図りながら、感染対策の徹底を前提として需要喚起策を再開するなど、感染防止対策と社会経済活動の回復の両立に向けた取組を進める。

## 入院患者数と病床使用率（全道）



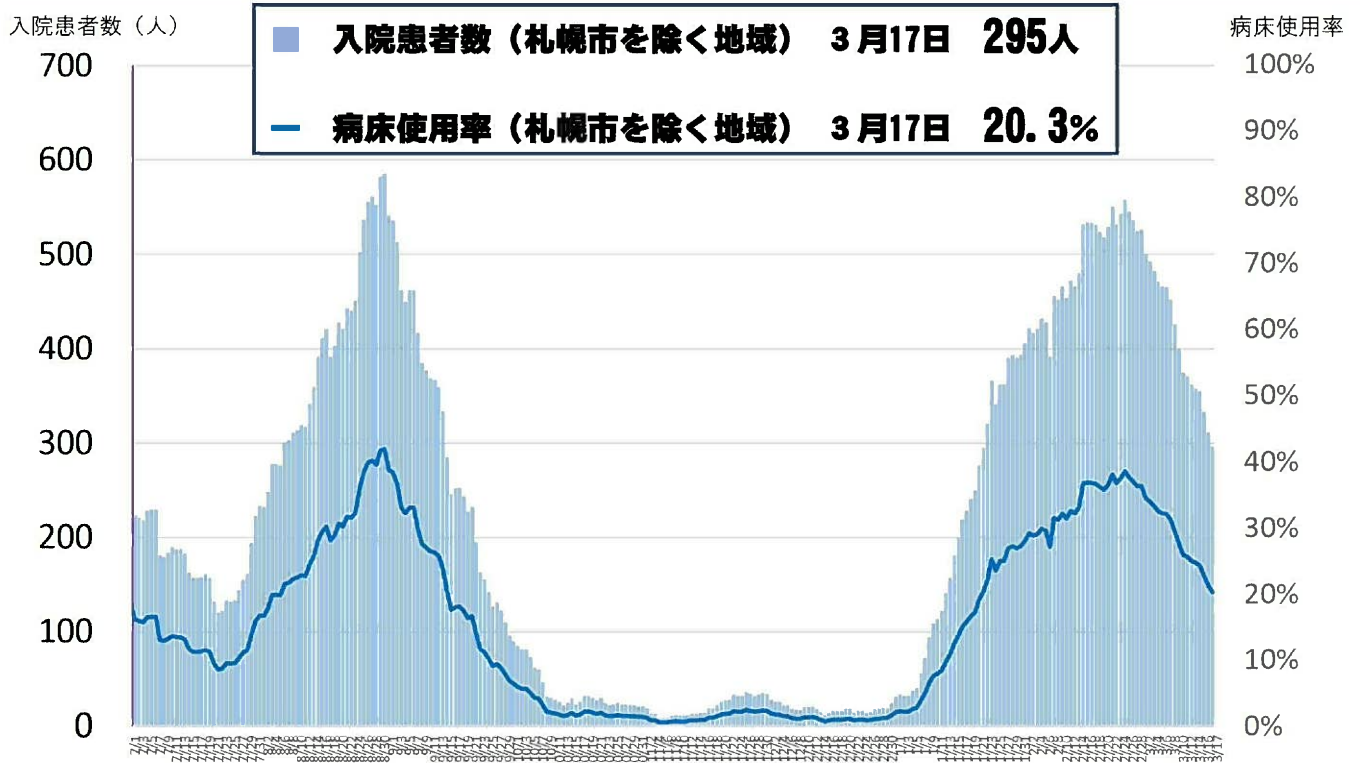
4

## 入院患者数と病床使用率（札幌市）



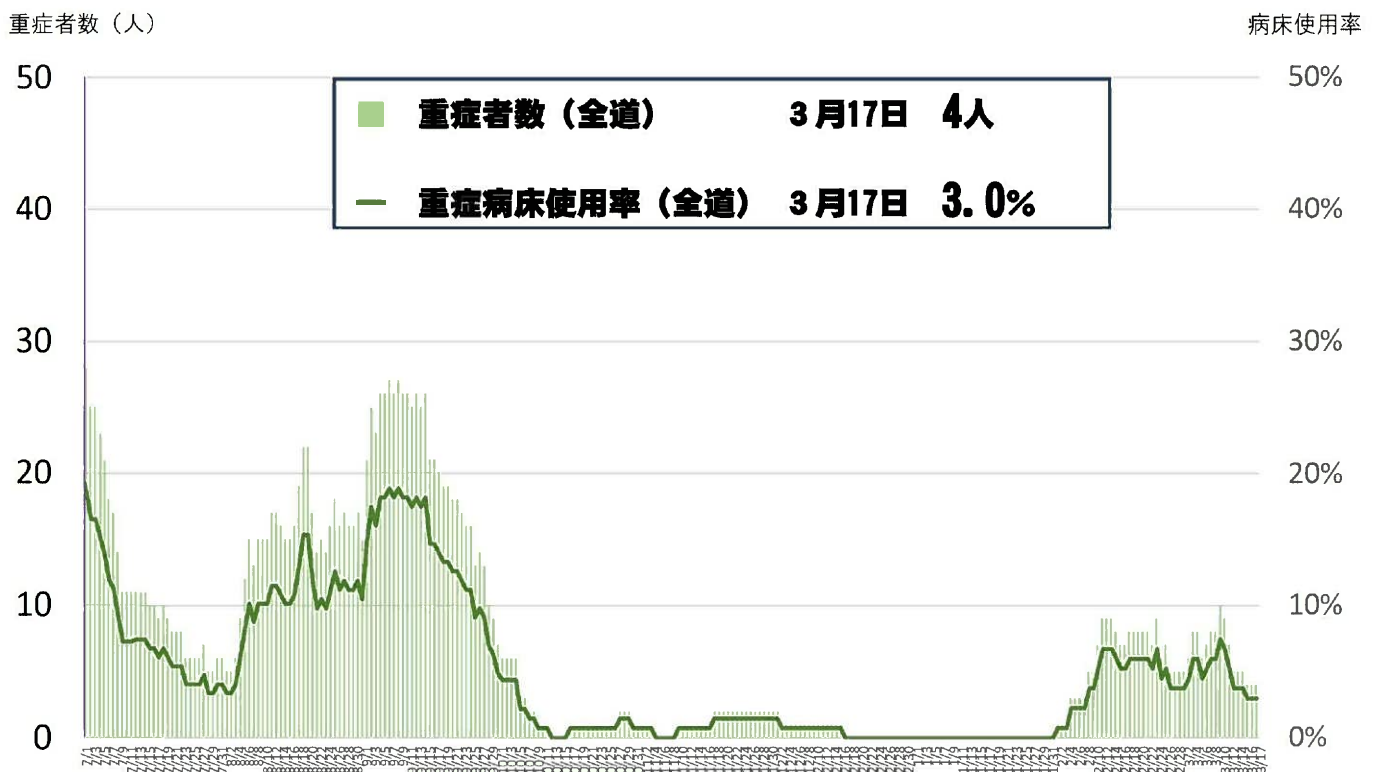
5

## 入院患者数と病床使用率（札幌市を除く地域）



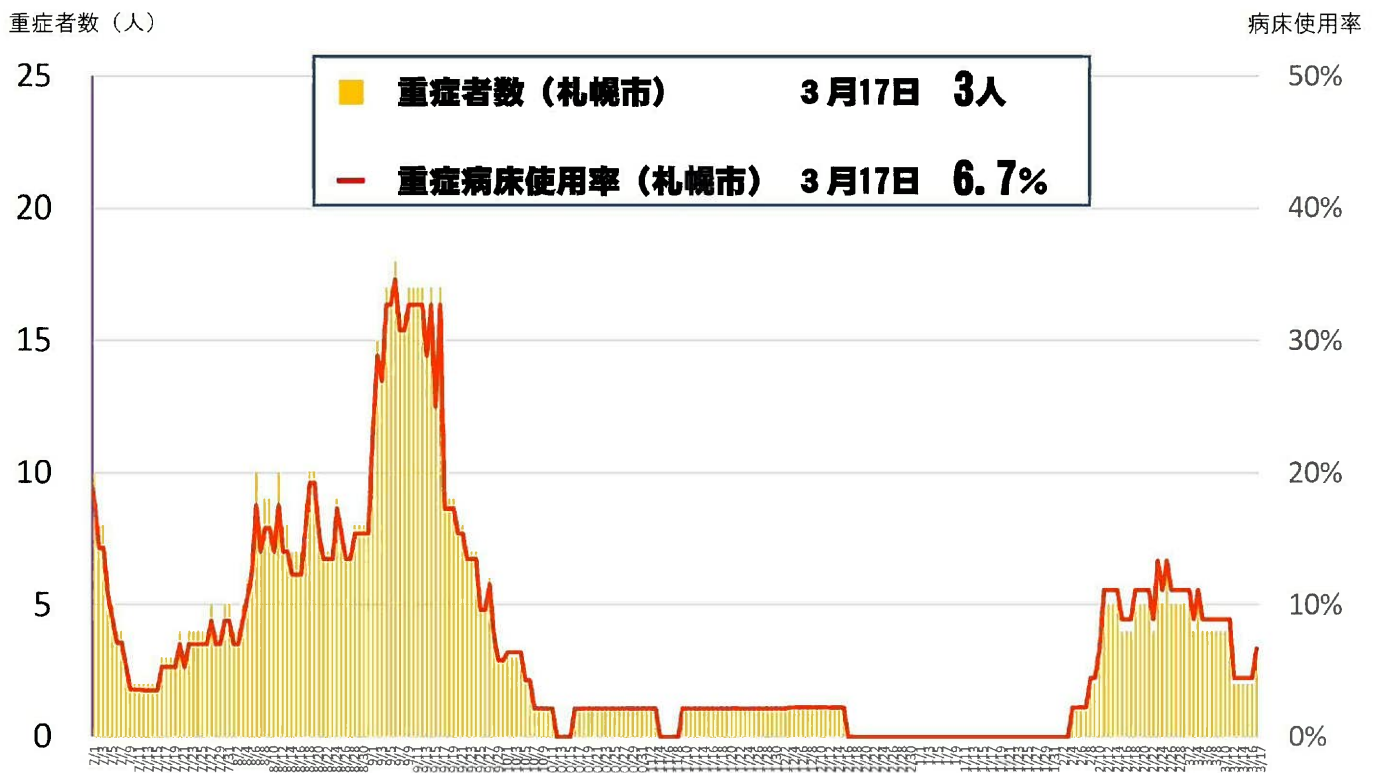
6

## 重症者数と重症病床使用率（全道）



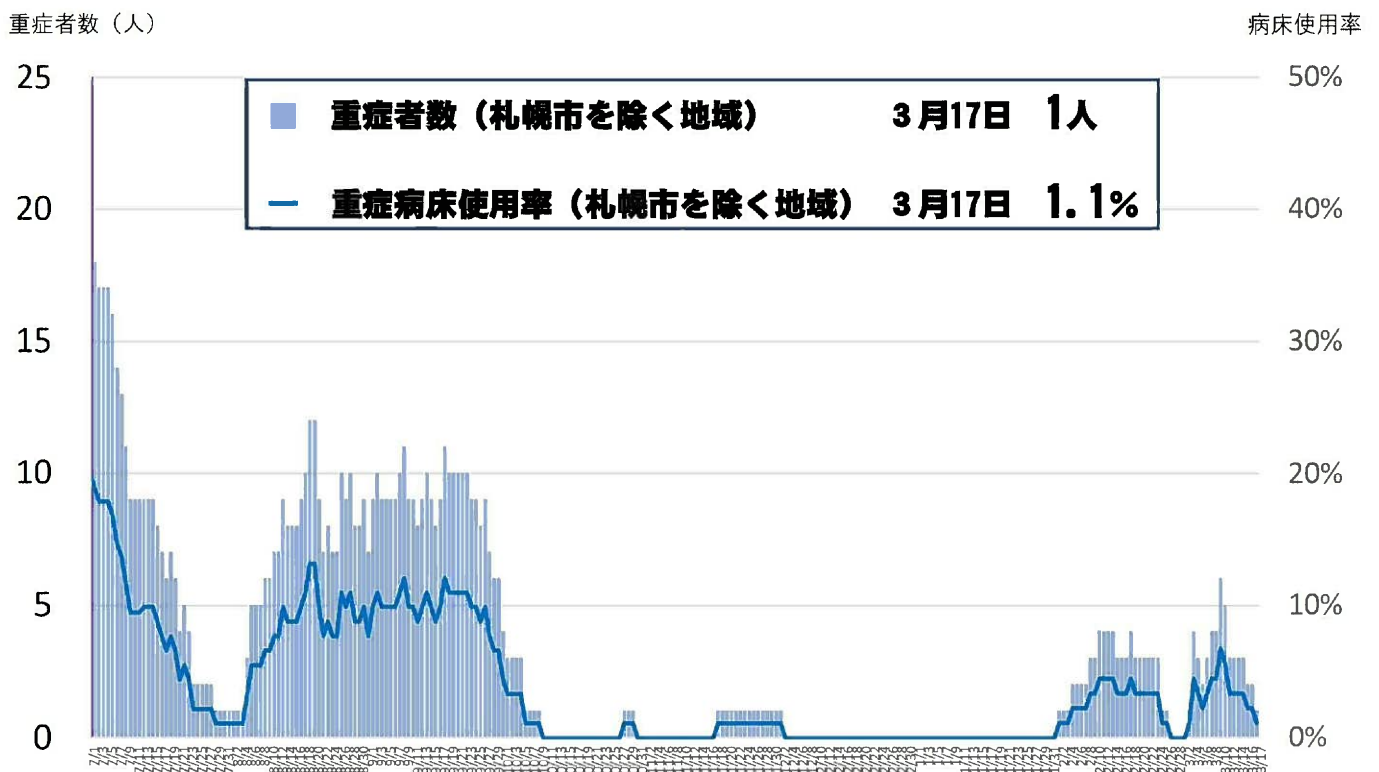
7

## 重症者数と重症病床使用率（札幌市）



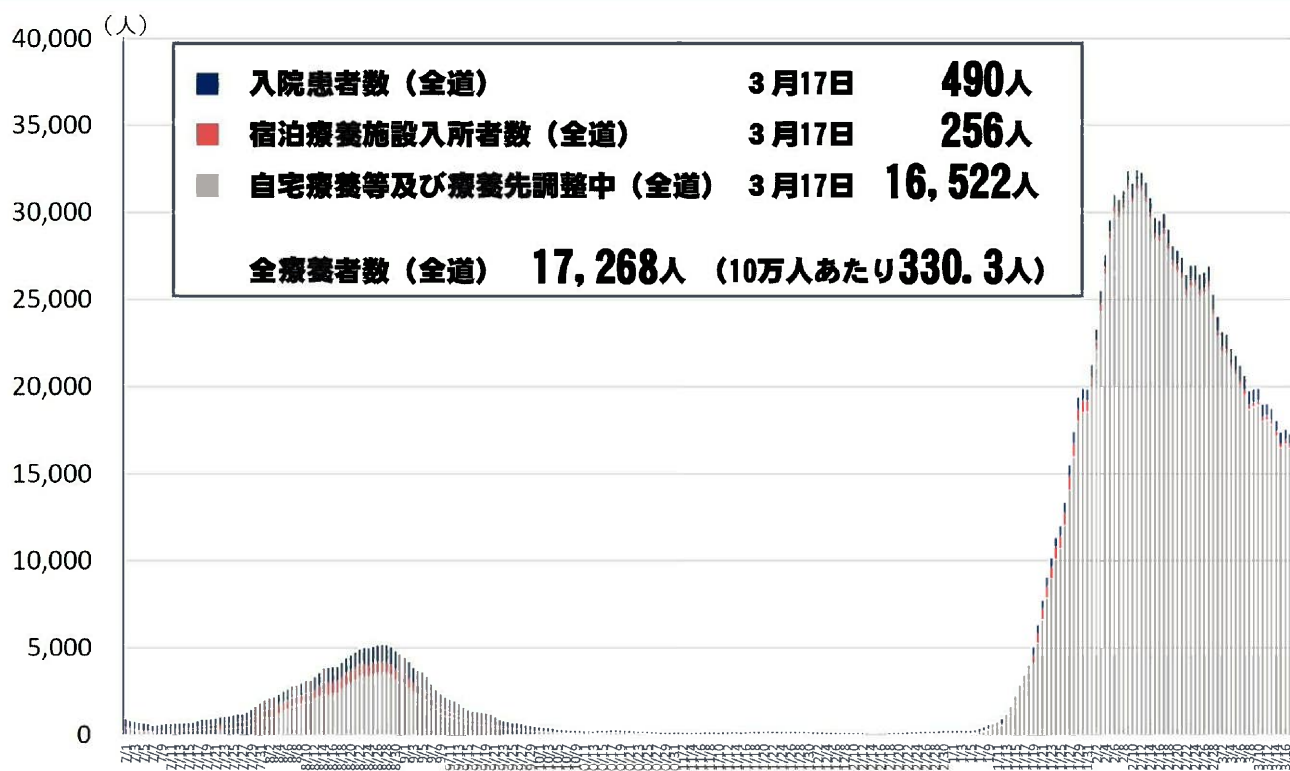
8

## 重症者数と重症病床使用率（札幌市を除く地域）



9

## 療養者数（全道）



10

## 療養者数（札幌市）

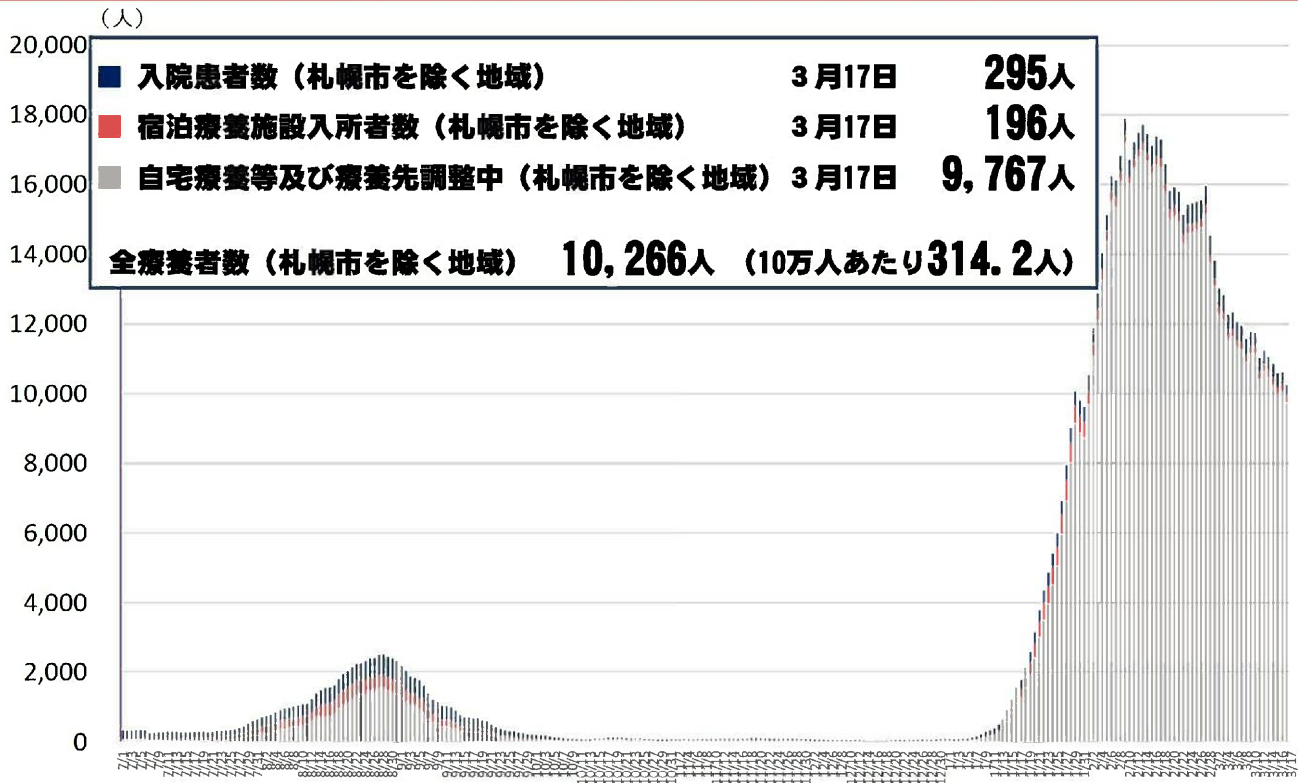


※入院患者数は、各圏域の医療機関に入院している患者数を集計しており、他の項目との計が全療養者数と一致しない場合がある。

11



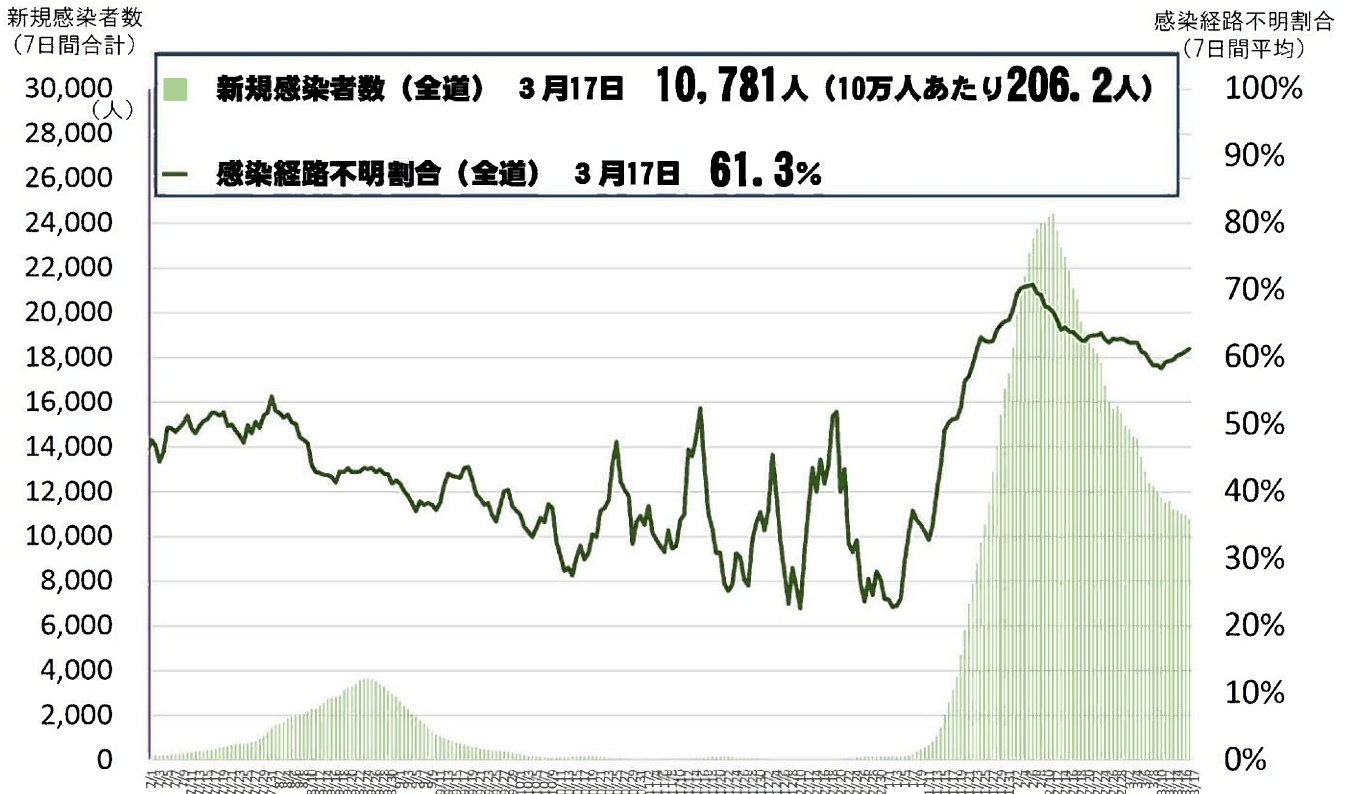
## 療養者数（札幌市を除く地域）



※入院患者数は、各圏域の医療機関に入院している患者数を集計しており、他の項目との計が全療養者数と一致しない場合がある。

12

## 新規感染者数と感染経路不明割合（全道）



13

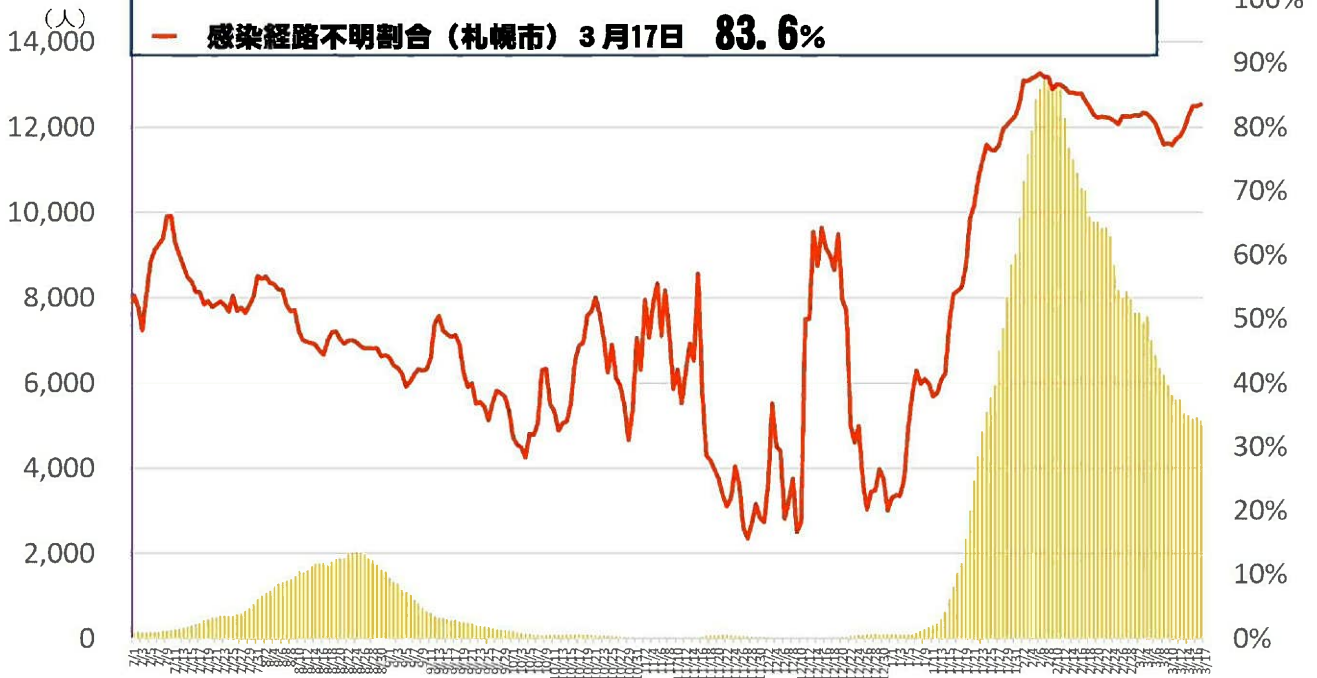
## 新規感染者数と感染経路不明割合（札幌市）

新規感染者数  
(7日間合計)

■ **新規感染者数（札幌市） 3月17日 5,113人（10万人あたり260.7人）**

感染経路不明割合  
(7日間平均)

— **感染経路不明割合（札幌市） 3月17日 83.6%**



14

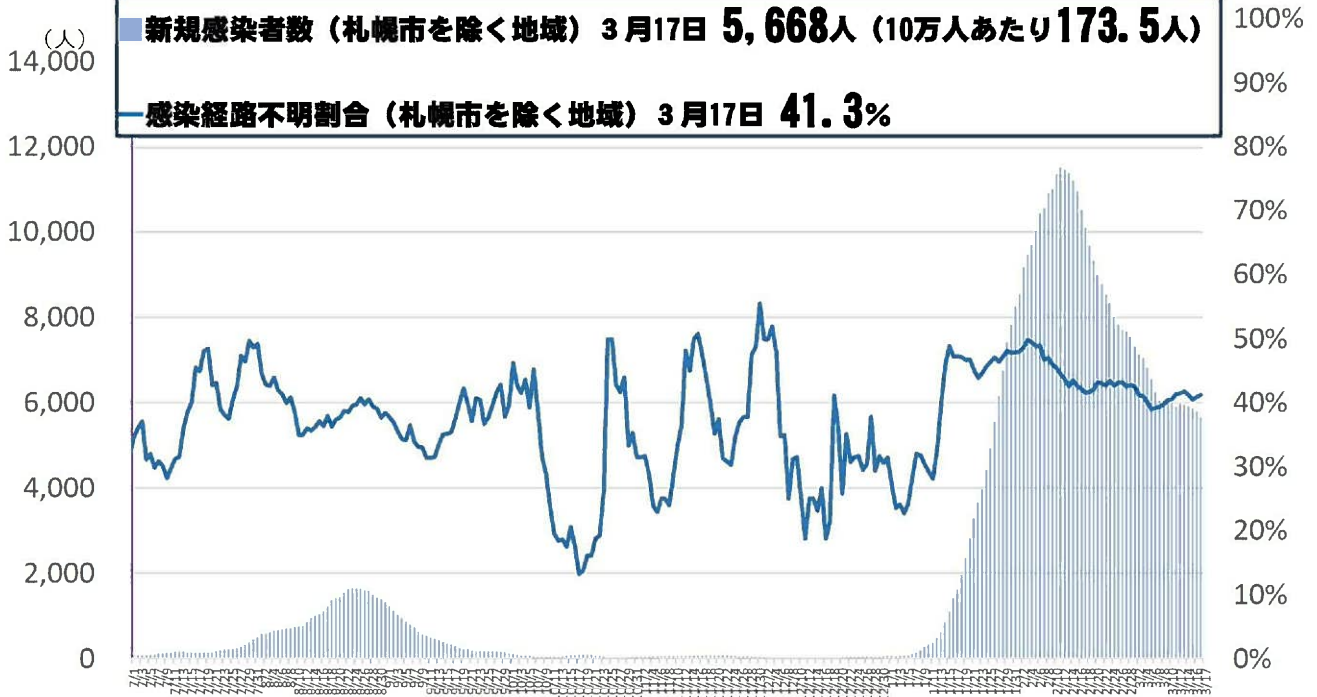
## 新規感染者数と感染経路不明割合（札幌市を除く地域）

新規感染者数  
(7日間合計)

■ **新規感染者数（札幌市を除く地域） 3月17日 5,668人（10万人あたり173.5人）**

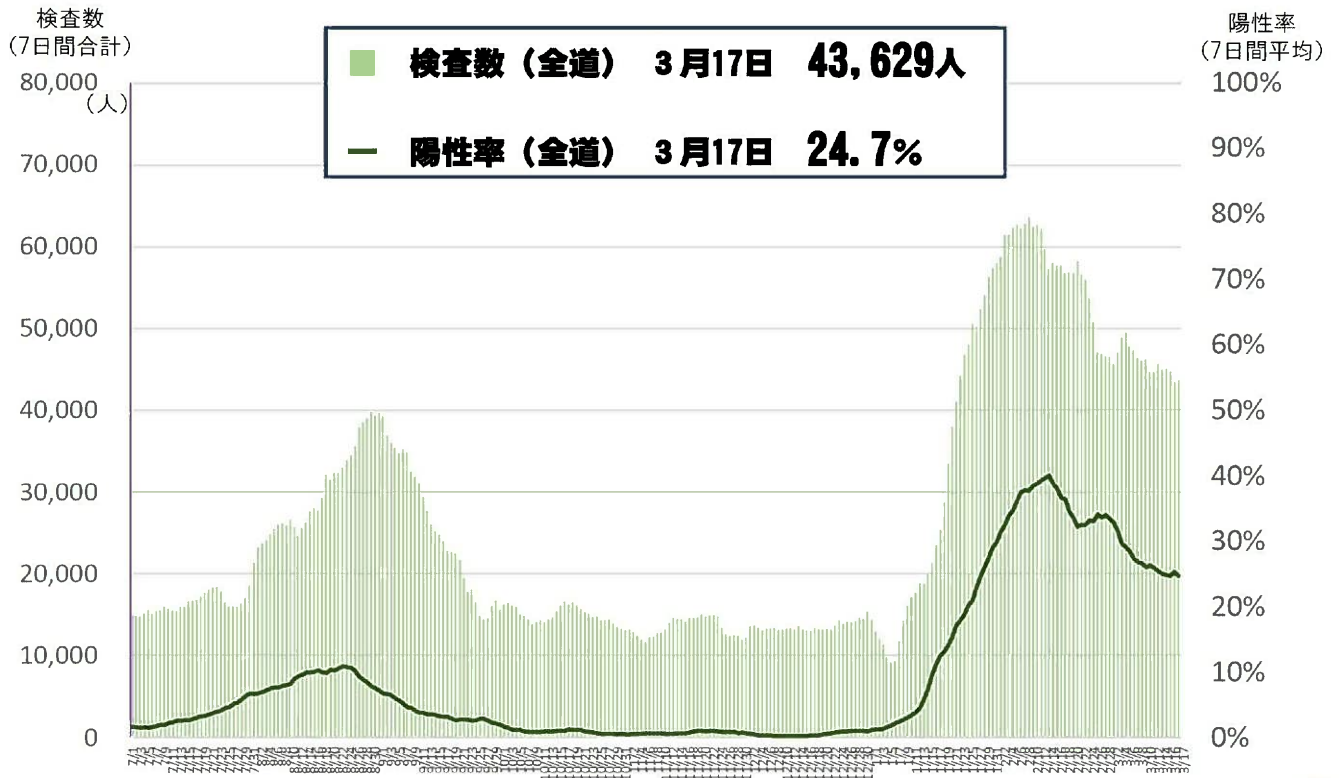
感染経路不明割合  
(7日間平均)

— **感染経路不明割合（札幌市を除く地域） 3月17日 41.3%**



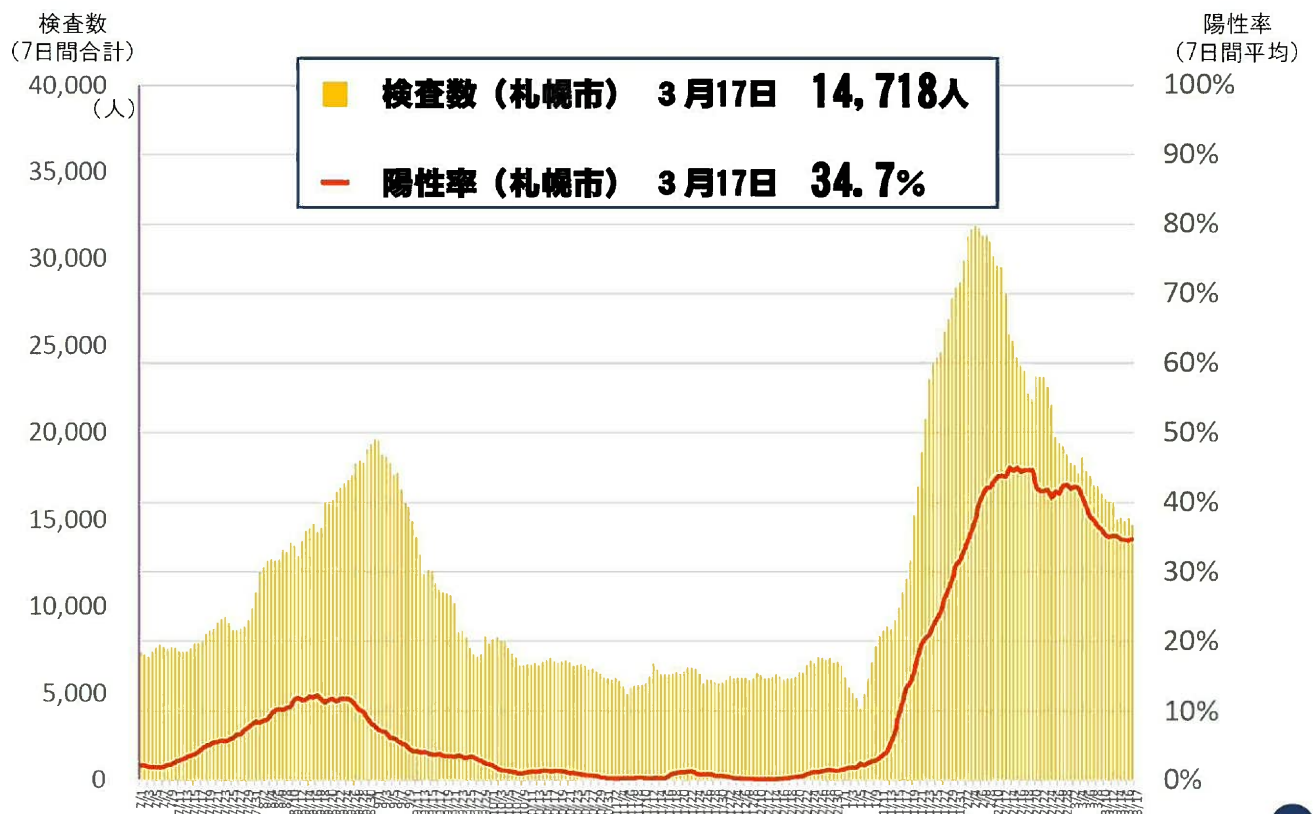
15

## 検査数と陽性率（全道）



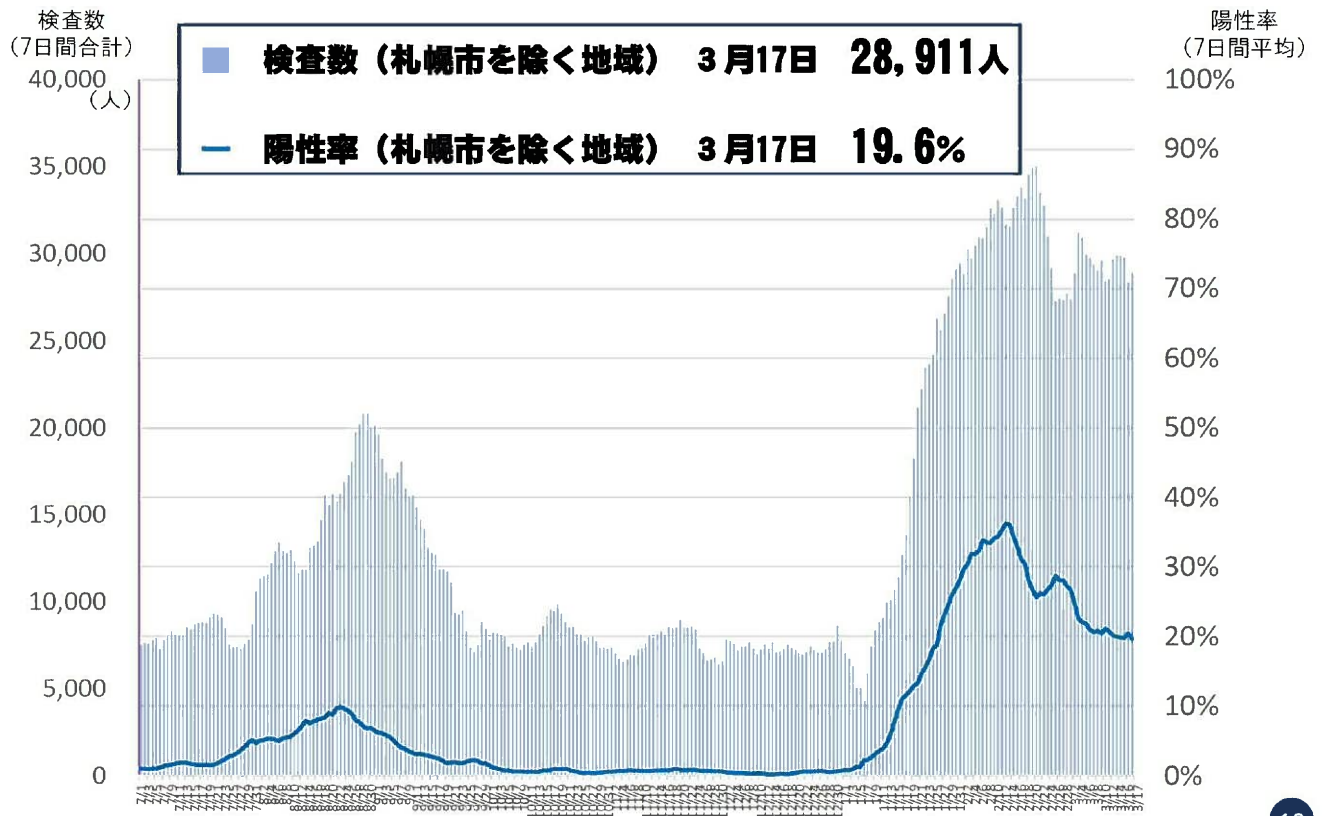
16

## 検査数と陽性率（札幌市）



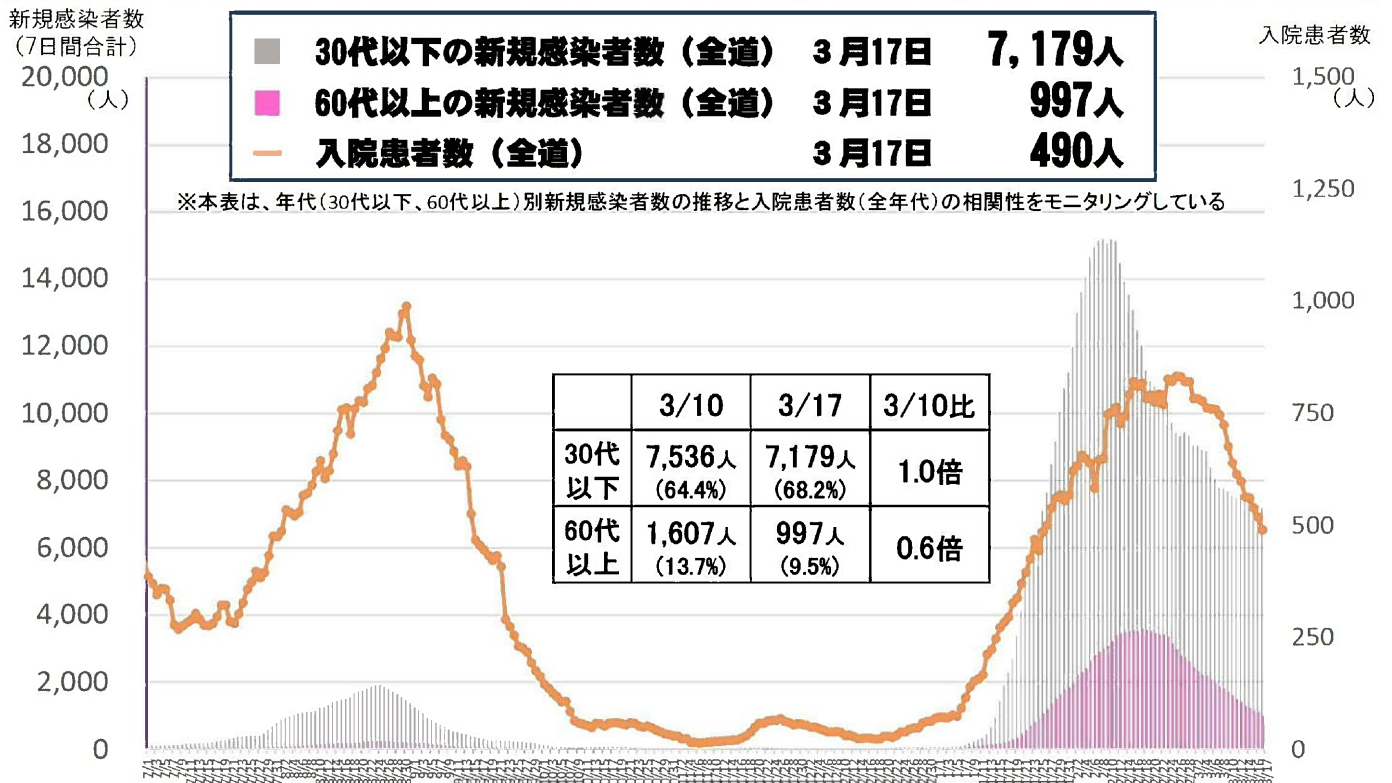
17

## 検査数と陽性率（札幌市を除く地域）



18

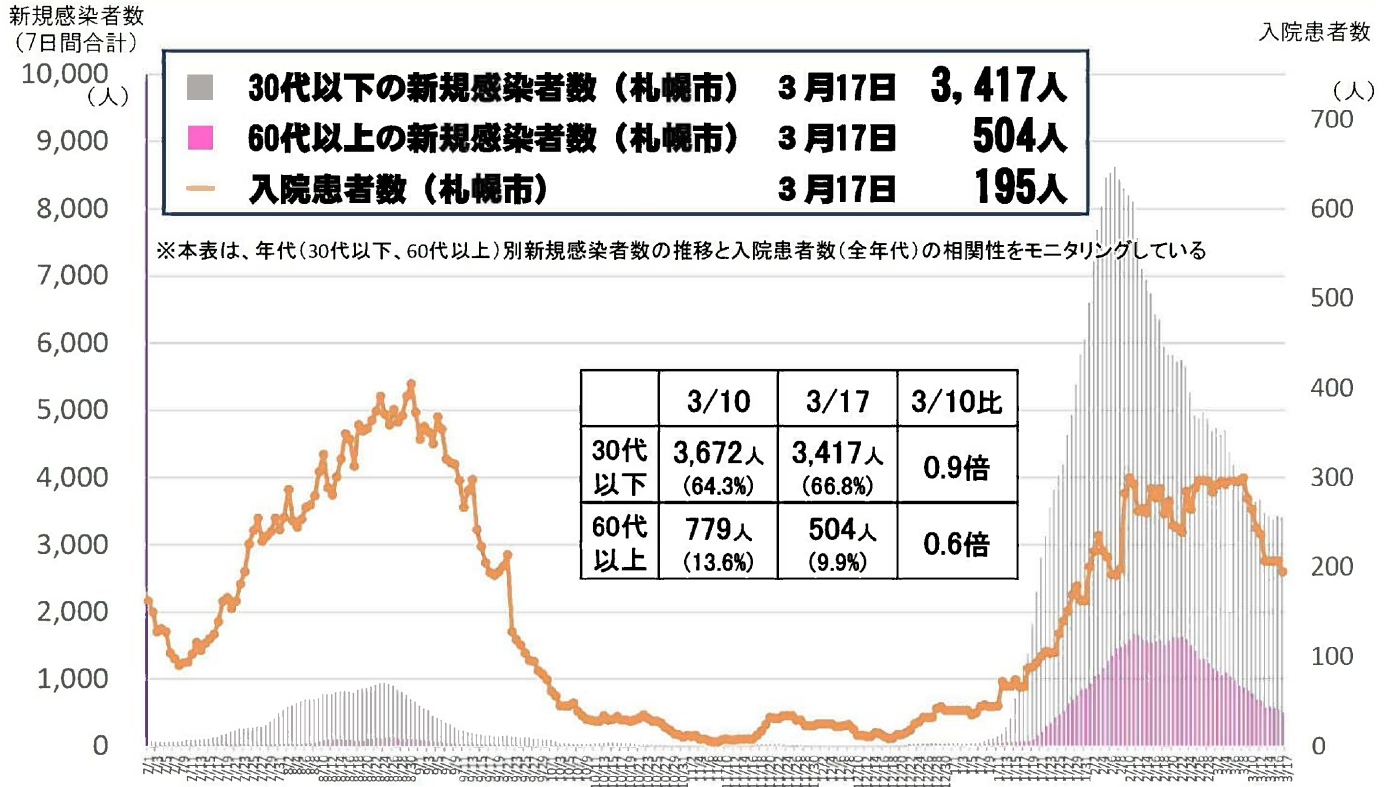
## 年代(30代以下、60代以上)別新規感染者数(全道)



(新規感染者のうち年齢公表分を集計)

19

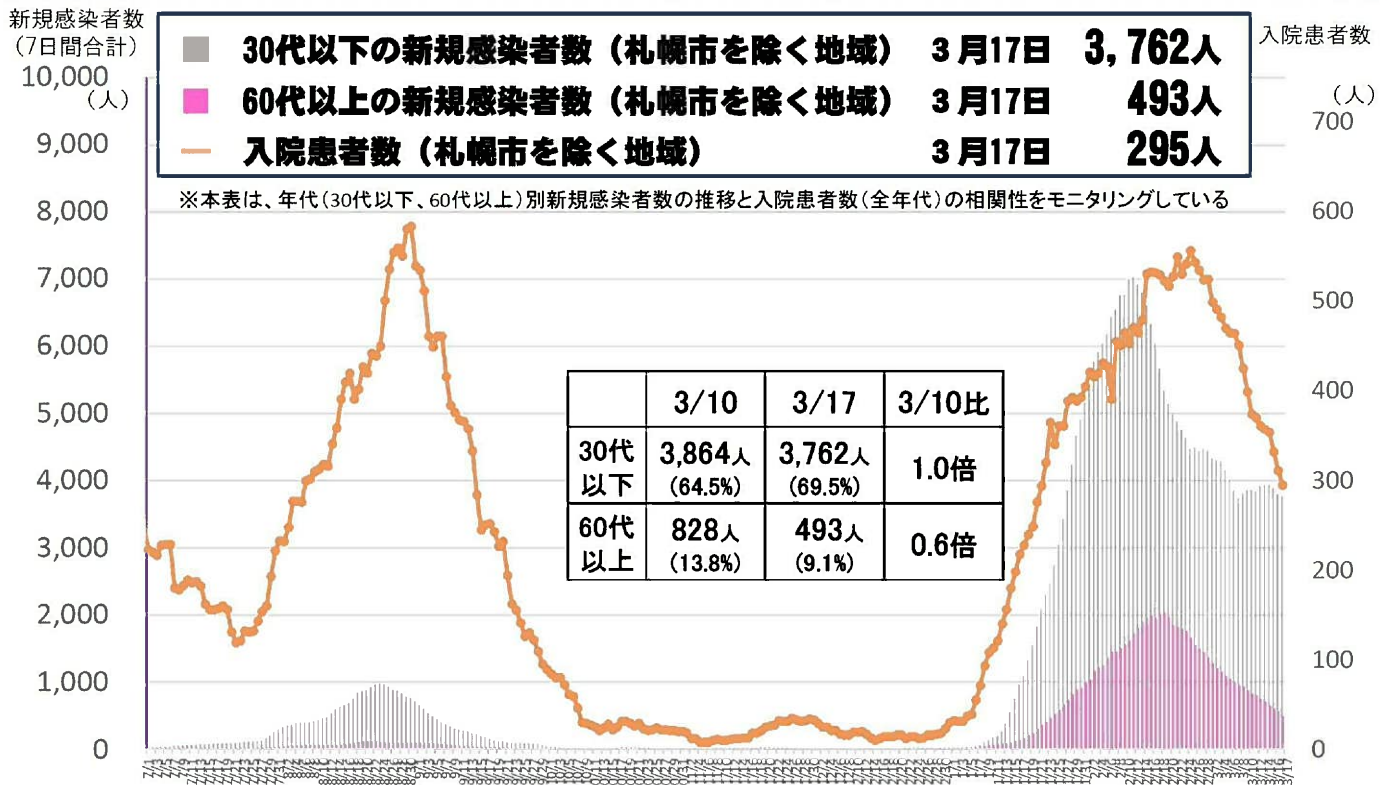
## 年代(30代以下、60代以上)別新規感染者数(札幌市)



(新規感染者のうち年齢公表分を集計)

20

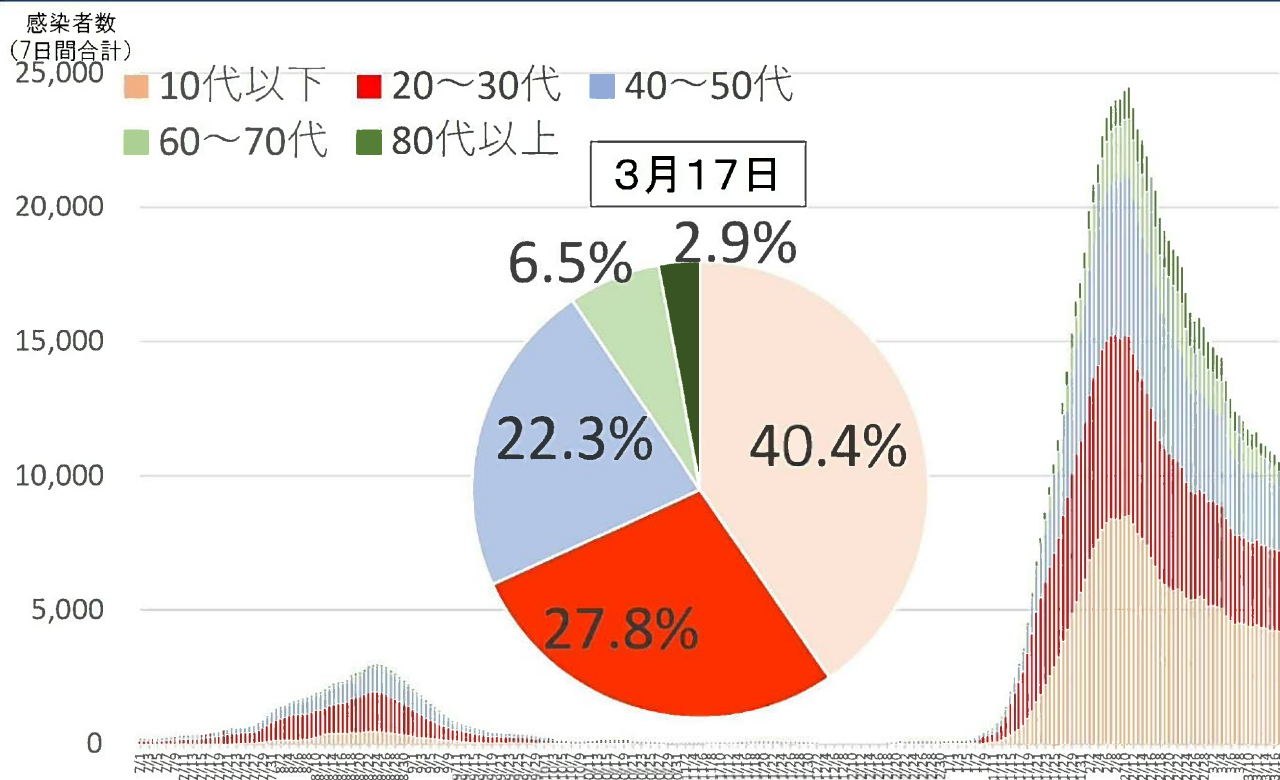
## 年代(30代以下、60代以上)別新規感染者数(札幌市を除く地域)



(新規感染者のうち年齢公表分を集計)

21

## 年代別新規感染者割合と推移(全道)



(新規感染者のうち年齢公表分を集計)

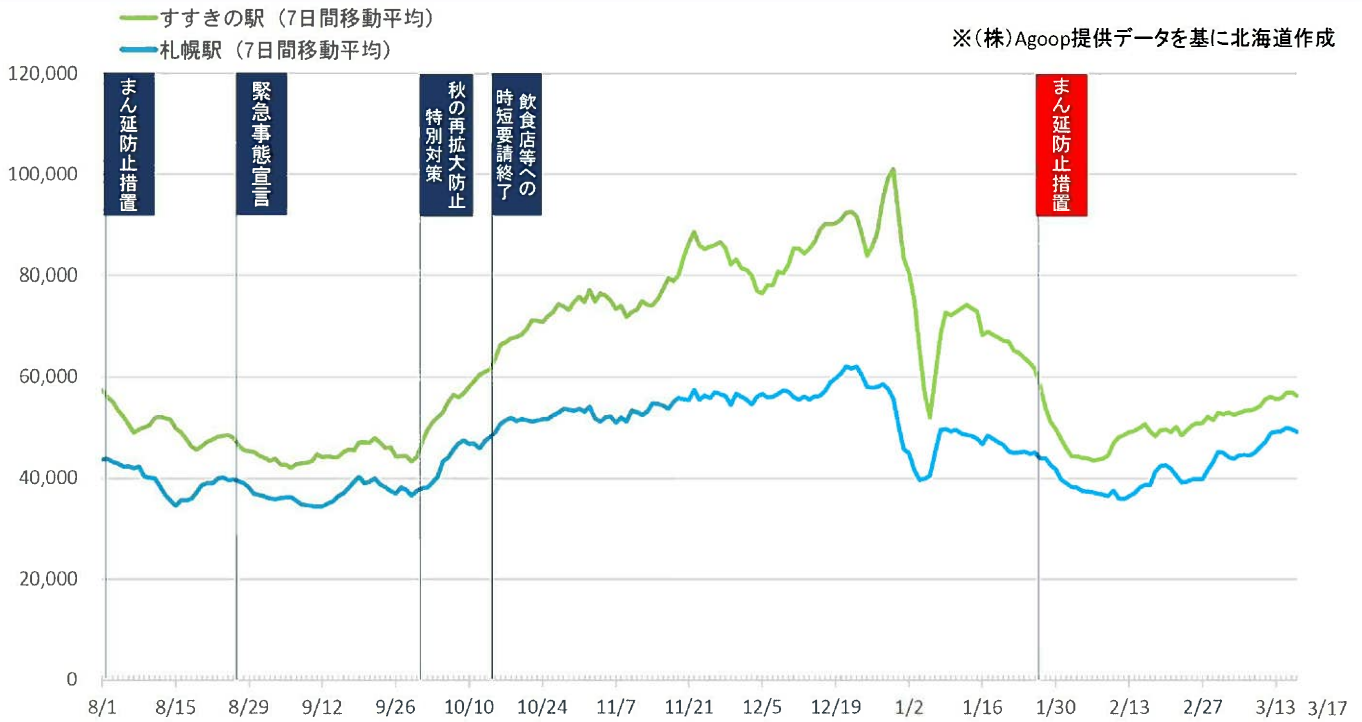
22

## 集団感染の発生状況(医療施設・福祉施設)

	2/25~3/3			3/4~10			3/11~17		
	全道	札幌市	札幌市を除く地域	全道	札幌市	札幌市を除く地域	全道	札幌市	札幌市を除く地域
医療施設	11件 (215人)	5件 (86人)	6件 (129人)	6件 (101人)	2件 (37人)	4件 (64人)	3件 (17人)	—	3件 (17人)
福祉施設	48件 (751人)	32件 (500人)	16件 (251人)	35件 (413人)	19件 (210人)	16件 (203人)	17件 (169人)	9件 (95人)	8件 (74人)
合計	59件 (966人)	37件 (586人)	22件 (380人)	41件 (514人)	21件 (247人)	20件 (267人)	20件 (186人)	9件 (95人)	11件 (91人)

23

# 札幌市の人出(札幌駅、すすきの駅・21時)



※(株)Agoop提供データを基に北海道作成

【札幌駅】まん延防止措置適用前との比較(人)				【すすきの駅】まん延防止措置適用前との比較(人)			
	R4.1.26	R4.3.17	(1/26比)		R4.1.26	R4.3.17	(1/26比)
21時	45,043	49,168	(+9.2%)	21時	61,626	56,239	(▲8.7%)

24

## 新型コロナワクチン接種の取組状況等について(接種率等)

### 1 ワクチン接種状況について(医療従事者等分を含む。3/17現在)

#### <3回目接種の状況>

区分	3回目	
	接種者数	接種率
北海道	1,664,995	31.9%
うち65歳以上	1,153,899	69.1%
(参考) 全国	42,025,673	33.2%
うち65歳以上	26,651,207	74.5%

#### <1・2回目接種の状況 ※全年代(5歳以上11歳以下の小児への接種分を含む) >

区分	1回目		2回目	
	接種者数	接種率	接種者数	接種率
北海道	4,245,604	81.2%	4,174,803	79.8%
(参考) 全国	102,008,193	80.5%	100,390,491	79.3%

※接種率は令和3年1月1日現在住民基本台帳の人口に対する割合。なお、上記はVRSの入力値等に基づくものであり(VRS未入力の場合接種率は含まない。また、1・2回目接種における医療従事者等は首相官邸HP公表値による)、実際の接種率より低い場合等があることに留意。

25

## 新型コロナワクチン接種の取組状況等について(接種率等)

### 2 道内人口区分別接種状況(医療従事者等分を含む。3/17現在)

人口区分 (市町村別)	市町村 数	人口(人)	接種率(全年代)		
			1回目	2回目	3回目
100万人以上	1	1,961,575	79.1%	77.8%	26.7%
20万人以上	2	583,288	80.9%	79.5%	30.3%
10万人以上	6	849,242	81.5%	80.0%	30.4%
3万人以上	13	722,259	81.8%	80.5%	34.3%
1万人以上	33	578,442	83.8%	82.5%	38.4%
5千人以上	39	272,482	84.7%	83.5%	40.9%
3千人以上	41	165,341	85.3%	83.9%	44.8%
3千人未満	44	96,103	86.5%	85.0%	52.7%

※接種率は令和3年1月1日現在住民基本台帳の人口に対する割合。なお、上記はVRSの入力値等に基づくものであり(VRS未入力の場合接種率は含まない)、実際の接種率より低い場合等があることに留意。1回目接種には、小児への接種分を含む。

26

## 新型コロナワクチン接種の取組状況等について(接種の促進)

### 3 3回目接種等について①(「北海道ワクチン接種センター」の設置期間延長)

設置目的	高齢者等への3回目接種の一層の加速化のため、4月以降においても、市町村における接種を支援
接種会場	ホテルエミシア札幌(札幌市厚別区厚別中央2条5丁目)
対象者	道内の市町村が発行した3回目接種用の接種券をお持ちの18歳以上の方 ※2回目接種完了から6か月以上経過している方が対象
開設期間	令和4年(2022年)4月9日(土)～5月29日(日) ※5月3日(火・祝)を除く上記期間中の土曜・日曜・祝日計19日間
受付開始	令和4年(2022年)4月1日(金) 午前10:00～ ※WEB(道庁ホームページ)及び電話(専用コールセンター)で受付
接種回数	約420回(人)/日、総計8,000回(人)程度
使用ワクチン	武田/モデルナ社製ワクチン ※1・2回目でファイザー社製ワクチンを接種した方も、接種可能
協力機関	北海道医師会、札幌医科大学、北海道薬剤師会、北海道看護協会、道立病院局(コドモックル)

27



# 新型コロナワクチン接種の取組状況等について(接種の促進)

## 4 3回目接種等について②

- 2月11日から、土・日・祝日に道直営の集団接種会場「北海道ワクチン接種センター」を開設中。  
[3/19~3/27(計5日間)の予約状況(3月18日12時現在)]  
予約枠 2,100件 に対し 1,667件受付、予約率 79.4%  
※3/19(土)・20(日)分は予定数に達したものの、それ以外の日程については空きがある状況。  
[2/11~3/13(計12日間)の接種実績]  
予約枠 4,410件 に対し 4,664回接種  
※ワクチンや接種能力の有効活用の観点から、道警職員や道の危機管理部門職員等へ接種した分を含む。
- 職域追加接種については、国において申請を受け付けており、道内では3月18日時点で99件の申請があった。道内でも、順次接種が開始されており、引き続き、国への要望や、各種情報提供などを含めた実施企業等の支援に努める。
- 高齢者施設等における3回目接種については、住民接種で対応する施設等を除いた道内の対象施設全2,709施設のうち、2月末までに81%、3月15日までに89%、3月末までには道内の全ての施設で希望する入所者等への接種が完了する予定。道としても、引き続き高齢者への接種の加速化に取り組む。
- 5歳以上11歳以下の小児への接種については、道内でも順次開始(3月17日現在、道内ではVRSベースで5,297回接種済み)。道としては、引き続き、地域の実情に即した体制構築に向けた市町村の取組を支援するとともに、接種の有効性や副反応などについて、国の責任において国民的な理解の促進に努めるよう要望するほか、新たに作成した広報チラシなども活用し、市町村とも連携し丁寧な情報発信等に努める。
- 3回目接種の加速化に向け、新しい広報チラシや動画の公開など、集中的な広報・啓発を実施中。  
また、新たに接種対象年齢となる方も含め、接種を希望される方については、本年9月30日まで初回(1・2回目)接種が引き続き可能。今後とも、希望される方が円滑に接種を受けられるよう、市町村とも連携し取り組む。

年度末、年度始めにおける  
「再拡大防止対策」(案)の概要

資料4

区域	全道域	期間	令和4年3月22日(火)~4月17日(日)
考え方	年度末から年度始めにかけて、就職や卒業、進学等に伴う人の移動や会食機会の増加など、感染リスクが高まる時期を迎えることから、感染力の強いオミクロン株の特徴を念頭におき、感染防止対策の徹底を図る。		

### 1 行動変容の要請

日常生活	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「三つの密(密閉・密集・密接)」の回避などの基本的な感染防止対策を徹底し、特に不織布マスクを推奨する</li> <li>○感染に不安を感じる無症状の道民の方は検査を受ける</li> </ul>
外出移動	<ul style="list-style-type: none"> <li>○混雑している場所や感染リスクが高い場所はできる限り避けて行動する</li> <li>○春休みの旅行など他の都府県への移動に際しては、基本的な感染防止対策を徹底し、移動先での感染リスクの高い行動を控える</li> </ul>
飲送迎会 など 飲食	<ul style="list-style-type: none"> <li>○認証店など感染防止を徹底している飲食店等を利用し、感染防止が徹底されていない飲食店等の利用を控える</li> <li>○飲食は短時間、深酒をせず、大声を出さず、会話の時はマスクを着用する 特に大人数や普段会わない方との飲食の際は、より一層徹底し、対策が徹底できない場合には、大人数の飲食等はできる限り控える</li> </ul>

1

### 2 事業者への要請・協力依頼

職場	<ul style="list-style-type: none"> <li>○入社、人事異動、転勤などによる人の入れ替わりを踏まえ、感染防止のための取組や「三つの密」等を避ける行動を徹底する</li> <li>○在宅勤務(テレワーク)、時差出勤等、人との接触を低減する取組を推進する</li> </ul>
飲食店等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○感染防止対策チェックリスト項目を遵守し、特に会話する時のマスク着用徹底を呼びかける</li> </ul>
保育所・ 高齢者 施設等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○職員の体調管理を徹底し、希望する職員のワクチン3回目接種等が進むよう配慮する</li> <li>○保育所等では、卒園式や入園式などの行事をはじめ、職員や保護者のマスク着用、遊具等のこまめな消毒などの基本的対策を徹底する</li> <li>○高齢者施設等では、レクリエーション時のマスクの着用、送迎時の窓開けなどの対応を徹底する</li> </ul>

### 3 学校への要請

- 卒業式や入学式などの行事をはじめ、学校教育活動等における感染防止対策を徹底し、感染リスクが高い活動は実施を慎重に検討する
- 春季休業期間等を活用して、希望する教職員のワクチン3回目接種等が進むよう配慮する
- 大学、専門学校等では、卒業式や入学式後における飲食など、学外活動等に係る感染防止対策や学生等への注意喚起を徹底する

### 4 イベントの開催制限

- [感染防止安全計画策定] 人数上限:収容定員まで 収容率:100%以内
- [それ以外] 人数上限:5,000人又は収容定員50%のいずれか大きい方  
収容率:50%(大声あり)又は100%(大声なし)

2

# 年度末、年度始めにおける 「再拡大防止対策」 (案)

令和4年3月18日  
北海道

## 再拡大防止対策

年度末から年度始めにかけて、就職や卒業、進学等に伴う人の移動や会食機会の増加など、感染リスクが高まる時期を迎えることから、感染力の強いオミクロン株の特徴を念頭におき、感染防止対策の徹底を図る。

今後とも、感染状況等について慎重にモニタリングを行いながら、医療提供体制の充実とワクチン接種の促進を図り、感染が再拡大する状況となった場合には、機動的に必要な対策を検討する。

### オミクロン株の特徴に関する知見

(第76回(令和4年3月15日)  
新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード)

#### 【感染性・伝播性】

オミクロン株はデルタ株に比べ、世代時間が約2日(デルタ株は約5日)に短縮、倍加時間と潜伏期間も短縮し、感染後の再感染リスクや二次感染リスクが高く、感染拡大の速度も非常に速いことが確認されている。

#### 【感染の場・感染経路】

国内では、多くの感染がこれまでと同様の機会(換気が不十分な屋内や飲食の機会等)で起きており、感染経路もこれまでと同様に飛沫やエアロゾルの吸入、接触感染等を介していると考えられている。

#### 【重症度】

オミクロン株による感染はデルタ株に比べて相対的に入院のリスク、重症化のリスクが低い可能性が示されているが、現時点で分析されたオミクロン株による感染の致命率は、季節性インフルエンザの致命率よりも高いと考えられる。

#### 【ワクチン効果】

初回免疫によるオミクロン株感染に対する発症予防効果は著しく低下する。入院予防効果については、半年間は一定程度保たれているものの、その後50%以下に低下することが報告されている。一方で、ブースター接種によりオミクロン株感染に対する感染予防効果、発症予防効果や入院予防効果が回復することや、ブースター接種後のワクチン効果の減衰についても海外から報告されている。

#### 【BA.2系統】

現在、BA.2系統への置き換わりが進んでいる。今後、感染者数の増加(減少)速度に影響を与える可能性がある。なお、BA.2系統はBA.1系統との比較において、実効再生産数及び二次感染リスク等の分析から、感染性がより高いことが示されている。

対象地域

全道域

期間

令和4年3月22日(火)～4月17日(日)

## 【道民及び道内に滞在している皆様への要請①】

### 要請内容

(日常生活において)

◆「三つの密(密閉・密集・密接)」の回避や、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手指消毒」、「換気」をはじめとした基本的な感染防止対策を徹底する。特に不織布マスクを推奨する。(特措法第24条第9項)

◆発熱等の症状がある場合は、外出や移動を控え、かかりつけ医や診療・検査医療機関を受診する。(特措法第24条第9項)

◆ワクチン接種の有無にかかわらず、感染に不安を感じる無症状の道民の方は検査を受ける。(特措法第24条第9項)

(特に外出の際は)

◆混雑している場所や感染リスクが高い場所はできる限り避けて行動する。(特措法第24条第9項)

◆普段会わない方や重症化リスクの高い方※と接する際は、基本的な感染防止対策を更に徹底する。(特措法第24条第9項)  
※高齢者、基礎疾患のある方、一部の妊産後期の方

◆春休みの旅行など他の都府県への移動に際しては、基本的な感染防止対策を徹底し、移動先での感染リスクの高い行動を控える。(特措法第24条第9項)

2

## 【道民及び道内に滞在している皆様への要請②】

### 要請内容

(特に歓送迎会など飲食の際は)

◆北海道飲食店感染防止対策認証店など感染防止を徹底している飲食店等を利用し、感染防止が徹底されていない飲食店等の利用を控える。(特措法第24条第9項)

◆飲食店等の利用の際には、飲食店等が実施している感染防止対策に協力する。(特措法第24条第9項)

◆飲食は短時間、深酒をせず、大声を出さず、会話の時はマスクを着用する。特に大人数や普段会わない方との飲食の際は、より一層徹底し、対策が徹底できない場合には、大人数の飲食等はできる限り控える。(特措法第24条第9項)

## 【来道を検討している皆様への協力依頼】

### 協力依頼内容

◆来道に際しては、基本的な感染防止対策を徹底するとともに、移動先での感染リスクの高い行動を控え、発熱等の症状がある場合は、来道を控える。(協力依頼)

3

## 【事業者への要請・協力依頼①】

### 要請・ 協力依頼 内容

(職場において)

- ◆業種別ガイドラインを遵守する。(特措法第24条第9項)
- ◆入社、人事異動、転勤などによる人の入れ替わりを踏まえ、感染防止のための取組や「三つの密」等を避ける行動を徹底する。特に「居場所の切り替わり」(休憩室、更衣室、喫煙室等)に注意する。(協力依頼)
- ◆在宅勤務(テレワーク)、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を推進する。(協力依頼)
- ◆事業活動への影響を最小限に抑え、迅速な事業の再開を目指す事業継続計画(BCP)の点検、策定など、事業継続に支障が起きないための必要な取組を行う。(協力依頼)

(飲食店等において)

- ◆感染防止対策チェックリスト項目を遵守する。特に会話する時のマスク着用徹底を呼びかける。(特措法第24条第9項)
- ◆感染防止の取組をアピールできる北海道飲食店感染防止対策認証制度の認証取得に取り組む。(協力依頼)

4

## 【事業者への要請・協力依頼②】

### 要請・ 協力依頼 内容

(保育所、認定こども園、高齢者施設等において)

- ◆職員の体調管理を徹底し、発熱等の症状がある場合など、少しでも体調が悪い場合には休暇を取得できる環境を確保する。また、希望する職員のワクチン3回目接種等が進むよう配慮する。(特措法第24条第9項)
- ◆保育所、認定こども園等においては、「保育所における感染症対策ガイドライン」等に基づき、卒園式や入園式などの行事をはじめ、職員や保護者のマスク着用、遊具等のごまめな消毒などの基本的対策を徹底するとともに、発熱等の症状がある児童の登園自粛等を徹底する。(特措法第24条第9項)
- ◆高齢者施設等においては、レクリエーション時のマスクの着用、送迎時の窓開け、さらにはオンライン面会の実施など、「介護現場における感染対策の手引き」等に基づく対応を徹底する。(特措法第24条第9項)

5

## 【学校への要請】

要請内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆衛生管理マニュアルに基づき、卒業式や入学式などの行事をはじめ、学校教育活動等における感染防止対策を徹底し、感染防止対策を講じてもなお、感染リスクが高い活動は実施を慎重に検討する。(特措法第24条第9項)</li> <li>◆児童・生徒と同居家族の感染状況を即時に把握し、学級・学年・全校での迅速かつ幅広い休業等の措置を講じる。この場合において、オンライン学習等により学びを保障するとともに、留守番が困難な児童の居場所を確保する。(特措法第24条第9項)</li> <li>◆集団宿泊的行事(修学旅行、宿泊学習等)は、感染リスクの高い活動は実施を慎重に検討するとともに、保護者の意向や旅行先の受入の可否を確認した上で実施する。(特措法第24条第9項)</li> <li>◆部活動は、活動(時間、人数、場所、内容)を厳選して、感染防止対策を徹底の上実施し、これによりがたい場合は休止する。また、健康状態の多重チェックを行うとともに、感染防止対策の全校指導体制を確立するほか、学校が独自に行う他校との練習試合や合宿等は行わない。(特措法第24条第9項)</li> <li>◆教職員の体調管理を徹底し、発熱等の症状がある場合など、少しでも体調が悪い場合には休暇を取得できる環境を確保する。また、春季休業期間等を活用して、希望する教職員のワクチン3回目接種等が進むよう配慮する。(特措法第24条第9項)</li> <li>◆大学、専門学校等では、感染防止と面接授業・オンライン授業の効果的実施等による学修機会の確保の両立に向けて適切に対応する。また、卒業式や入学式後における飲食など、学外活動等に係る感染防止対策や学生等への注意喚起を徹底する。(特措法第24条第9項)</li> </ul>
------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

6

## 【イベントの開催についての要請・協力依頼】

人数上限及び収容率	<ul style="list-style-type: none"> <li>○人数上限※1 5,000人 又は 収容定員50%以内のいずれか大きい方</li> <li>○収容率※1 [100%以内] 大声なし (席がない場合は適切な間隔) [50%以内] 大声あり※2 (席がない場合は十分な間隔)</li> </ul> <p>〈感染防止安全計画を策定する場合※3〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○人数上限 収容定員まで</li> <li>○収容率 100%以内</li> </ul> <p>※イベントの開催制限に係る詳しい内容については、道ホームページをご覧ください。</p>	特措法第24条第9項
要請内容	<p>主催者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆イベント開催に当たっては、業種別ガイドラインを遵守する。(特措法第24条第9項)</li> <li>◆国の接触確認アプリ(COCoA)導入、名簿の作成など追跡対策を徹底する。(特措法第24条第9項)</li> </ul> <p>参加者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆イベント前後の基本的な感染防止対策を徹底する。(協力依頼)</li> </ul>	

※1 人数上限と収容率でどちらか小さい方を限度とする(両方の条件を満たす必要)

※2 大声とは、「観客等が通常よりも大きな声量で反復・継続的に声を発すること」で、これを積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベントが大声ありに該当する

※3 感染防止安全計画では、イベント開催時の必要な感染防止策を着実に実行するため、イベントごとに具体的な感染防止策の内容を記載する(参加人数が5,000人超であって収容率50%超のイベントを対象とし、イベント開催の2週間前までの提出)

## 【公立施設】

公立施設	◆業種別ガイドライン等に基づき、地域の感染状況に応じて、感染防止対策を徹底する。
------	------------------------------------------

7

「年度末、年度始めにおける再拡大防止対策（道案）」等に対する  
主な意見

## 1 有識者・専門家の意見

### 1-①

まん延防止等重点措置の終了に際し、年度替わりにおける人の移動や会食機会の拡大等により感染リスクが高まることが懸念されることから、引き続き基本的な感染防止対策の徹底を図ることは必要であると考える。

感染防止対策と並行して社会・経済活動の平常化を図るためには、消費を喚起する経済対策と併せて、企業や事業者が感染リスクを早期に回避することにより、安定的に事業活動を行なうことができるよう、自主的な検査の実施等に関する情報の提供や検査資材の安定確保に努めて頂きたい。

### 1-②

まん延防止等重点措置解除後の対策案について、特に異存なし。

### 1-③

道案に異存なし。

今後は、感染拡大傾向となった際の機動的な対応に特に留意していただきたい。

### 1-④

再拡大防止対策の内容に異論はないが、対策期間中は、特に若年世代の新規感染を抑制するよう、検査体制の充実や感染防止行動の徹底、療養者に対する医療的サポートを点検・拡充が必要。

### 1-⑤

道案に異論なし。

ただし、オミクロン株に置き換わったウイルスの今後の状態に十分注意が必要であるとともに、従前までの基準や対策、感染リスクと行動制限の調和をどのようにしていくべきか、引き続き検討してほしい。

### 1-⑥

BA.2系統等、変異株に関するサーベイランス、自治体のワクチン接種への支援を引き続きお願いする。

### 1-⑦

感染状況は厳しいので、引き続き慎重な感染対策を個々に継続することが必要。

## 2 市町村・関係団体の意見

### 2-①

道案に同意する。

なお、病床使用率等は大きく減少しているものの、新規感染者数は依然、高い水準が続いている。これからの時期は、就職や進学に限らず、転勤など人の移動が活発になることから、更なる感染拡大により社会機能の維持が困難になることも懸念されるため、感染拡大防止に向けた周知啓発をより一層強化されるようお願いする。

### 2-②

道案に対して異存はないが、新規感染者、療養者、病床利用率が減少傾向とはいえ、感染経路が不明の割合が増加しているなど、医療現場にとってはまだまだ楽観できる状況とは言えない。

まん延防止等重点措置の終了により、道民の予防意識が緩むことが予想されることに加え、人の移動や会食の機会などが多くなる年度末・年度始めを迎えることから、感染拡大の兆候が見られた場合には、速やかに適切な対策を講ずるようお願いする。

### 2-③

新規感染者数や療養者数が依然として第4波や第5波のピーク時を大きく上回っている状況下においては、オミクロン株の特性や今回の対策内容を改めて道民・事業者に周知徹底していただきたい。特に、新規感染者数の減少傾向を一層確かなものにしつつ、経済活動との両立を図っていくためには、以下の点に取り組んでいただく必要があると考える。

年代別の感染者数で見ると、30代以下が約7割、60代以上が約1割と、この両方で約8割を占めることから、今回の対策で示されている「保育所・認定こども園・学校・高齢者施設等」に対する要請を徹底するのはもちろんのこと、これらの年代層に強くアピールできるよう、対策の周知方法等を工夫願いたい。

感染の再拡大防止のためには、ワクチンの3回目接種の促進が重要であり、ワクチンの供給体制に万全を期すとともに、感染予防効果・発症予防効果・入院予防効果等を含めた、3回目接種の有効性等について、道民に効果的にアピールしていただきたい。また、5歳以上11歳以下の小児への接種については、接種の有効性や副反応等に関して、国・市町村とも連携の上適切に情報提供し、小児や家族の理解が進むよう取り組んでいただきたい。



## 「どうみん割」の再開について

R4. 3. 18

**1 趣旨**

国において「まん延防止等重点措置」の終了が決定されたことから、次のとおり「どうみん割」を再開する。

なお、4月以降の地域ブロックの拡大などの取扱いについては、国から詳細が示され次第、別途対応する。

**2 実施内容**

## (1) 実施時期

- 予約・販売開始 3月22日（火）
- 利用期間 3月22日（火）チェックイン～4月29日（金）チェックアウト

## (2) 対象地域など

- 対象地域 全道域
- 利用対象者 道民限定

## (3) 感染防止対策

- 利用者
  - ・「黙浴・黙食」の遵守、感染対策の同意書の提出 など
  - ・国の要綱に従い、「ワクチンの2回接種又はPCR検査等の陰性結果を求める」従来のワクチン・検査パッケージを利用条件とする
- 事業者
  - ・「黙浴・黙食」のポスター等の掲示
  - ・部屋食又は予約単位の食事テーブルの実施 など

**3 感染症が拡大した際の対応（停止条件）**

- 国の条件
  - ・道内全体がレベル3又は緊急事態措置区域となった場合、全道で事業を停止
  - ・まん延防止等重点措置に係る区域を定める場合、当該区域で事業を停止
- 道の条件
  - ・宿泊施設で集団感染が発生した場合、当該施設で事業を停止 など

**4 その他**

- 4月1日以降の取扱い
  - ・「ワーケーション」を割引対象に追加
  - ・「地域ブロックへの拡大」について、関係県の同意を得ることを条件として、観光庁で詳細を検討中

**「ぐるっと北海道・公共交通利用促進キャンペーン」の再開について**

R4.3.18

**1 趣旨**

令和4年1月27日から新規の商品の販売を休止している「ぐるっと北海道」について、感染対策の徹底を前提として、まん延防止等重点措置解除後の3月22日（火）から全道域での移動を対象とした割引乗車券等の販売を再開する。（各交通事業者の準備が整い次第、順次販売）

**2 実施内容****(1) 事業概要**

交通事業者が発行する乗り放題乗車券やクーポン券等について、利用者が購入する際の費用の一部（乗車券等の割引相当額：一事業者単独 30%以内、複数交通モード 50%以内）を道が負担することにより、活動自粛で失われた交通需要の回復や道内周遊の促進を図るとともに、道内の交通事業者による新北海道スタイルの推進を図る。

（道は交通事業者に補助金を交付）

**(2) 実施時期**

○販売期限：令和4年8月末まで

○利用期限：令和4年9月末まで

**(3) 実施に当たっての条件**

実施に当たっては、交通事業者に感染対策の再徹底を求めるとともに、道が道民の皆様をお願いしている感染対策などの働きかけを依頼する。

**3 感染症が拡大した際の対応**

まん延防止等重点措置が適用された場合、当該措置区域を含む圏域内の移動又は全道域での移動を対象とした割引乗車券等の販売を一時休止する。

## 「Go To Eat」事業の利用条件緩和について

R4. 3. 18

### 1 趣 旨

現在、重点措置により、食事券の利用をテイクアウト・デリバリーに限定しているGo To Eat事業については、国が全道域で措置を解除することとしたことから、感染防止対策を徹底した上で、食事券の店内利用を3月22日（火）から再開する。

### 2 実施内容

- ・ 3月22日（火）から全道域で「Go To Eat北海道お食事券」の店内利用を再開する。
- ・ 道民の皆様には、引き続きマスク着用などをお願いすることとし、飲食店の皆様には、従業員の検温、換気消毒などの実施のほか、お客様への会話の際のマスク着用の徹底の呼びかけをお願いするなど、基本的対策の徹底を図る。

- ・ なお、食事券の販売期限は4月10日まで、利用期限は5月10日まで。

### 3 感染症が拡大した際の対応

まん延防止等重点措置が適用された場合、その地域において店内利用を停止し、テイクアウト、デリバリーのみとする。

#### 【参考】 「Go To Eat北海道お食事券」について

- ・ 販 売 冊 数 100万冊
- ・ 販 売 実 績 72万冊（3月14日現在）
- ・ 販 売 場 所 道内の金融機関等 435カ所
- ・ 登 録 店 舗 数 令和3年10月現在 7,344店舗
- ・ 販 売 期 限 令和4年4月10日
- ・ 利 用 期 限 令和4年5月10日

## 需要喚起策の再開、利用条件の緩和等に関する有識者の主な意見

- ・特に異存なし。
- ・経済回復に向けた取組を進めることに賛成。
- ・新規感染者数の減少傾向を一層確かなものにしつつ、経済活動との両立を図っていくため、事業者の事業継続や雇用維持への支援に引き続き取り組んでいただくとともに、特に大きな打撃を受け続けている、飲食・宿泊・交通・観光等の事業者にとって、「どうみん割」「ぐるっと北海道」「Go To Eat（店内利用）」といった需要喚起策は極めて重要であり、速やかな開始を歓迎したい。
- ・特に若年世代の新規感染者数は減少局面に入っているようには見えず、感染再拡大を避けるためにも、慎重に需要喚起策を拡大していくべき。